

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止について

日頃は園の教育活動に、ご理解・ご協力はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、ご家庭においても予防対策に取り組み、子ども達の安全確保に向けた取り組みへご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、大阪府に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、一斉休園や分散登園を行わず、引き続き感染予防策を徹底し、感染リスクの高い活動は行わない現在の形態を維持したままで教育活動を継続します。

つきましては、園児や園関係者に新型コロナウイルス感染症罹患等が発生した場合に、速やかに感染拡大防止措置を実施することができるよう、保護者の皆様におかれましても、すでにお知らせしている手紙に加え、改めて下記事項についてご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 健康観察について

- ・ 毎日、登園前に必ず、お子さまの健康観察(発熱等の風邪症状の有無の確認)を行い、けんこうかんさつカードに記録し、登園時はお子さまに持たせてください。
- ・ **同居の方の健康観察にもご留意ください。**
- ・ お子さまに発熱等の風邪症状がある場合、及び同居の方に発熱等の風邪症状がある場合には、登園を控えて下さい。その際は、欠席となりません。(出席停止)

2. 次の場合には、登園を自粛してください。

- ・ お子さまが陽性となった(新型コロナウイルスに感染した)
- ・ お子さまがPCR検査を受けることになった
- ・ お子さまが濃厚接触者に特定された
- ・ お子さまに発熱等の風邪症状がある
- ・ **同居の方に発熱等の風邪症状がある**

上記理由による登園自粛の際は、欠席となりません。(出席停止)

3. 次の場合に該当するときは、速やかに園まで連絡してください。

- ・ 同居の方がPCR検査を受けることになった
- ・ 上記2.にかかる事象が発生した

4. 園児の健康状態に関する相談・連絡について

発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医またはお近くの医療機関に電話等でご相談ください。相談・受信する医療機関が見つからない場合は、新型コロナ受信相談センターにご相談ください。

新型コロナ受信相談センター

【電話番号】072-228-0239

【FAX番号】072-222-9876

【受付時間】午前9時から午後8時(月曜～金曜)、

午前9時から午後5時30分(土曜・日曜・祝日)

上記以外の時間帯については、緊急の相談のみの対応です。自動アナウンスでの案内があります。

5. その他

感染拡大防止の観点から、教室等の常時換気を継続しています。エアコン等を適宜使用し室温の保持に努めています。バスも同様に常時換気をしています。